

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第97号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市久世老人デイサービスセンターの項中「午後9時30分」を「午後9時15分」に改め、同表京都市春日丘老人デイサービスセンターの項中「午後6時30分」を「午後5時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)